

実施要領

地域社会DX推進パッケージ事業

実証事業（先進無線システム活用タイプ）

1 事業の目的

デジタル技術は、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っており、地方が直面する社会課題（人口減少や少子高齢化、産業空洞化など）の解決の切り札となるだけではなく、新しい付加価値を生み出す源泉でもある。

このため、地方創生の取組を加速化・深化させていくためには、デジタルの力で地域の社会課題を解決し、デジタルインフラを急速に整備することで、官民双方で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していく必要がある。

このような中、ローカル5Gなどの新しい無線技術は、従来の無線技術よりも効率的かつ効果的に地域課題を解決することが期待されているものの、未だ普及の途上にあり、他の地域に横展開されるような確立された優良モデルは多くない。

このため、本事業では、新しい無線技術を活用して地域課題の解決を目指す先進的な課題解決モデルの創出・横展開の促進を目的とする社会実証を実施する。

2 事業の概要

（1）対象事業

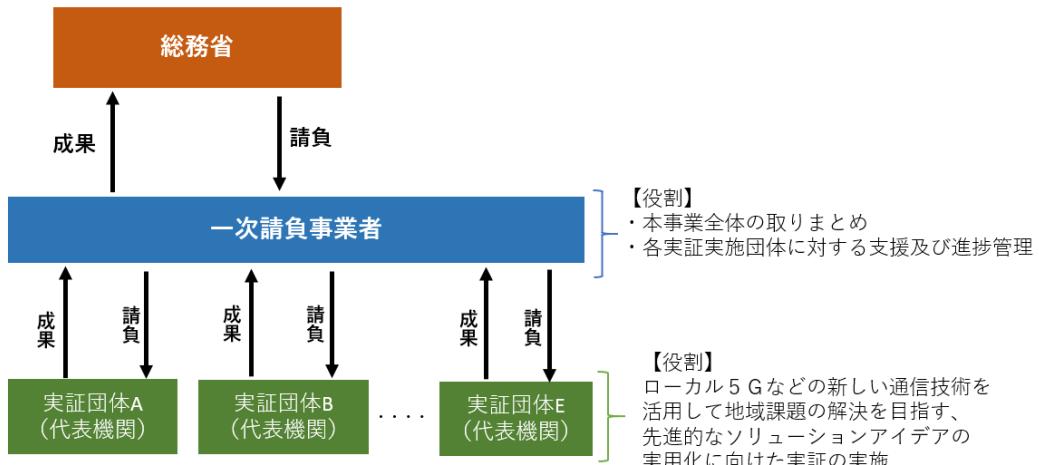
新しい無線技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E／7など）を活用して地域課題の解決又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資する先進的ソリューションの実用化に向けたものを対象とする。

※上記以外の無線技術については、事前に事務局へ相談することが望ましい。

（2）実施概要

- ・総務省が契約する一次請負事業者（ボストン・コンサルティング・グループ合同会社）と実証団体との間で契約を締結し、一次請負事業者において実証団体に対する支援及び進捗管理を行う。
- ・事業費規模の目安は税込1千万～1億円程度とする。活用する無線技術の種類や費用対効果なども踏まえて提案内容の評価を実施する。また、実証団体が提出する支出計画書の妥当性なども踏まえ、総務省と一次請負事業者との間で協議の上、支弁する金額を決定する。

<参考>実証事業の全体像イメージ



(3) スケジュール

| | |
|--------------|---------------------|
| 令和7年2月～3月頃 | 1次公募 |
| 令和7年4月～5月頃 | 1次公募に係る実証団体の選定、決定通知 |
| 令和7年4月～5月頃 | 2次公募 |
| 令和7年6月～7月頃 | 2次公募に係る実証団体の選定、決定通知 |
| 令和7年7月～8月頃 | 3次公募 |
| 令和7年9月～10月頃 | 3次公募に係る実証団体の選定、決定通知 |
| 令和7年10月～12月頃 | 中間報告会の開催 |
| 令和8年2月頃 | 成果報告書案の提出 |
| 令和8年3月頃 | 最終報告会の開催 |

※状況に応じてスケジュールを変更する可能性がある。

3 応募要件

(1) 提案主体

地方公共団体、企業・団体など。

上記の者で構成するコンソーシアムを組成する場合は、事業の取りまとめを行う代表機関を定め、当該代表機関は、本実施要領に定める一義的な責任を負うものとする。

(2) 対象経費

原則として、ネットワーク機器などの物品の購入費用は対象外とするが、以下に該当する物品のリース経費、消耗品やリースで調達できない物品の購入経費などは対象経費として認める。

実証終了後における購入物品の取扱いについては、一次請負事業者と協議の上、実証団体において適切に管理・活用すること。

その他、採択後に一次請負事業者から案内する「経理処理マニュアル」などに従うこと。

| 支援対象経費 | 備考 |
|---|--|
| ネットワーク／ソリューション機器など実証に必要な物品のリース経費 (機器のサブスク型サービスを含みます) | 実証期間内に発生した経費のみが対象 |
| 取得単価が税込10万円未満又は使用可能期間が1年未満の物品の購入経費 | 「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるものをいう。 |
| リースなどで調達できないネットワーク／ソリューション機器の購入経費 | リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書（様式任意）の提出が必須 |
| 役務費 | 実証環境の構築やアプリケーション開発などの実証に係る人件費など |
| その他 | 実証に係る通信運搬費・光熱費・旅費など |

| 支援対象外経費 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク／ソリューション機器などの物品の購入経費 (「対象経費」に該当するものを除く) ・無線局開設に係る免許関係諸費用(免許申請手数料) ・実証目的の遂行に必要と認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費など |

4 実施事項

実証団体は、以下の（1）から（4）までの事項を実施すること。

（1）実施計画書の作成

実証対象となるソリューションについて、解決する地域課題と課題に対するソリューションの有効性、効果を図るアウトカム指標、事業の持続性・展開性を示す費用対効果・ビジネスモデル、実証・実装・展開スケジュール、普及啓発活動などを具体的に記載すること。

特に、アウトカム指標はロジックツリーを用いて、地域課題との関係性や実証の位置づけが分かるように記載し、費用対効果・ビジネスモデルは実装・展開先となる団体にとって補助金がなくても投資するに値するソリューションであること、展開主体(販売元)となる団体にとっても利益が十分に確保されるソリューションであることを具体的に示すこと。

詳細については、採択後に一次請負事業者が指示する事項に従うこと。

（2）先進性・新規性のあるソリューションの有効性などに関する検証

地域課題の解決を図る先進的なソリューションについて、先進性・新規性を国内類似事

例との比較により検証するとともに、有効性を定量的に検証すること。加えて、実装・横展開に向けた課題の解消に関する調査・検討などを行うこと。

提案書において、9（2）に示す評価の観点を十分に踏まえて、具体的な実施内容を提案すること。

（3）普及啓発活動の実施

ア 実証視察会の開催

実証成果を実装・横展開に繋げていくことなどを目的に、実証視察会を主催すること。

対面開催を原則とするが、政府や地方公共団体などによって新型コロナウイルス感染症対策に関する措置などが講じられている場合には、総務省及び一次請負事業者と協議の上、別途対応を検討することとする。

実証視察会には、実装先として想定される団体や、ローカル5Gなどの新しい無線技術を活用した課題解決モデルに関心を有する地方公共団体や企業・団体、実証内容に関係する関係省庁など、広く関係者の参加を得られよう努めること。

イ その他普及啓発活動の実施

実証成果について、メディア対応やイベント開催、学会参加などを通じて、積極的に普及啓発活動に取り組むこと。

また、実証期間の終了後も含め、総務省が実施する実証成果の普及啓発活動に当たって、実証内容に関する資料提供などの協力を行うこと。

（4）成果報告書の作成

上記（1）～（3）の実施内容や成果などについて、一次請負事業者が指示する報告様式に沿って、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化し、報告書を作成すること。

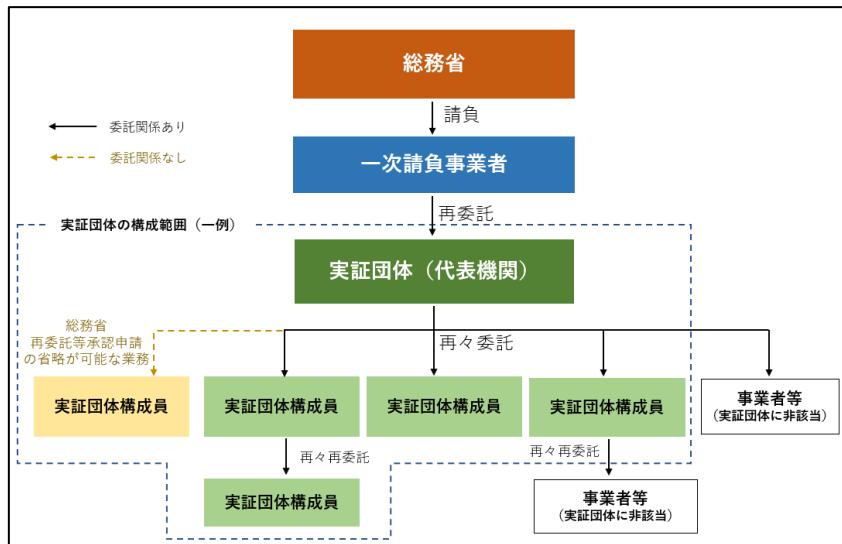
詳細については「11 納入成果物」を参照するほか、採択後に一次請負事業者が指示する事項に従うこと。

5 実施体制

必要に応じて、5Gなどの無線技術やワイヤレスソリューションなどの専門家とも協力し、4に定める実施事項を確実に遂行できる体制を構築すること。

また、実施体制内部の契約関係や協力関係、役割分担を確認できる実施体制図を提案書に記載すること。また、協力関係などを示す資料を提示可能である場合には報告書に添付すること。

なお、実証団体の構成員は対外的に公表することを前提とする。



6 実証スケジュール

実証内容の特性、システム開発期間、検証項目などを踏まえて、効果的に実証を実施するために必要な期間を確保すること。

提案書において、各工程（免許申請、機器調達、ネットワーク構築、ソリューション開発、接続試験、各種検証、実証視察会の開催、報告書作成など）の実施内容の詳細及びスケジュールを記載すること。

7 サイバーセキュリティ対策

外部委託先を含め、必要な情報セキュリティ対策を講ずること。

また、本事業で使用する設備・機器やシステムなどについては、「IT調達に係る国の物品など又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（令和3年9月一部改正）などに留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。

特に、クラウドサービスの利用など、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理などを含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策などを実施すること。

5Gの基地局やコア設備などを整備する場合については、原則として、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づく開発供給計画認定を受けた事業者が開発供給した機器を用いること。

当該認定を受けていない事業者が開発供給した機器にあっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に記載の「サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策」を講じていると認められること。

8 提案手続

(1) 提出書類

| | |
|----------------------|--|
| 様式 1 | 企画提案書（様式はPPT、体制・スケジュール・資金計画書など含む） |
| 様式 2 | 企画提案書概要版（様式はPPT） |
| 「デジ活」中山間地域に係るチェックシート | 本事業の申請にあわせて、農林水産省が実施する「デジ活」中山間地域へ登録申請する場合のみ |
| 「デジ活」中山間地域の登録申請 | 本事業の申請にあわせて、農林水産省が実施する「デジ活」中山間地域へ登録申請し、代表機関が自治体でない場合のみ |
| — | 上記のほか、提案内容を補足する資料があれば、PPT10ページ以内で添付すること。 |

※別途公募を実施する地域社会DX推進パッケージ事業への提案を行う場合は、その旨を企画提案書（様式1）などに明記すること。

※提出された書類の返却はしない。また、採択された案件の企画提案書の概要（主に様式2）について、総務省ホームページなどで公開する場合がある。

(2) 提出先・応募方法

総務省又はBCGホームページから応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メールでご提出ください。

■総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyu/digital_kiban/index.html

■BCGホームページ

<https://bcg-jp.com/release/7835/>

【提出先】

■ボストン コンサルティング グループ合同会社

地域社会DX推進パッケージ実証事業 担当

■E-mail : TOKLOCALDX2025@bcg.com

■件名 : 実証事業（●●県▲▲市 又はXXXX株式会社など）

※括弧内は地方公共団体名又は企業・団体名を記載してください。

※提出書類のサイズが10MBを超える場合は、事前に提出先の事務局に相談し、提出方法について指示を受けること。

9 採択候補先の選定など

(1) 選定方法

外部有識者で構成する評価委員会において審査を行った後、その結果に基づき総務省が採択候補先を選定する。

評価は書面審査及び必要に応じてヒアリングを実施することにより行う。ヒアリングの実施が必要な場合又は追加の資料提出を求める場合には、事務局から連絡する。

(2) 評価の観点

採択候補先の選定に当たっては、以下の観点から総合的に評価を行う。これらの観点を十分に踏まえて提案書を作成すること。全ての観点が重要な評価事項となるため、できる限り具体的かつ網羅的に記載すること。

今後、評価の観点に変更が生じた場合には、総務省ホームページにおいて公表する。

<主評価項目>

① 地域課題に対するソリューションの適切性・妥当性

- ✓ 地域が共通に抱える課題の解決に資するソリューションであるか、全国各地域でこれから顕在化すると思われる課題の先駆的解決に資するソリューションであるか、又は地場企業の事業活動の効率化・合理化に資するものであるか。
- ✓ 一般的な課題にとどまらず、利用者や地域のステークホルダーの目線で、実証を実施する、又は導入を予定する地域が実際に抱えている課題が明確化されているか。ソリューションありき又は技術検証のための課題設定となっていないか。利用者や地域のステークホルダーがその課題を重要視していることを客観的に示す証拠情報（統計情報、新聞報道、自治体の政策文書などを含む）があることが望ましい。
- ✓ 上記と合わせて、実装先となる、または展開先候補となる団体が、実証・実装による強い関心を抱いているか。その強い関心を客観的に示す証拠情報があることが望ましい。
- ✓ 期待される効果や定量的な成果（アウトカム）目標について、受益者へのメリットを明確化し、ロジックモデルなどを活用して、具体的かつ論理的かつ可能な範囲で定量的に示されているか。
- ✓ ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi6Eなどの無線技術などが最適であることを、ソリューションや地域などの要件を踏まえて、他無線技術との比較を行った上で具体的かつ論理的に示されているか。

② ソリューションの先進性・新規性

- ✓ 同様の分野におけるこれまでの実証（総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」、「地域デジタル基盤活用推進事業」など）及び類似のソリューションなどと比較して先進性・新規性が認められるか（先進性・新規性は技術、普及・展開方法、実証方法、実証対象の観点など）。また、過去の取組や商用化されたソリューションの分析を踏まえて、新たに検証すべき課題などが具体的かつ論理的に示されているか。
- ✓ 実証団体がこれまでにも実証（総務省「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」、「地域デジタル基盤活用推進事業」など）を行っている場合、過去の取組の成果は十分であると認められるか。また、当該成果を踏まえて、新たに検証すべき課題などが具体的かつ論理的に示されているか。

③ 実証事業の計画性・実行性

- ✓ 目指すべき姿やその実現に向けた本事業の位置づけが明確になっているか（「あるべき地域像」が「現在」と「将来」の対比で分かりやすく示されているなど）。
- ✓ 事業の成果（アウトカム）目標の達成状況を測定・検証し、事業運営の改善に活かすなど、実装・横展開に向けて適切なPDCA・体制が検討されているか。
- ✓ 実証経費について、一般的に合理的と認められる範囲を超える過大な経費が計上されていないなど、十分に精査されているか。

④ 実装・横展開の計画性・実行性

- ✓ 実装・展開先となりえる団体の目線で、補助金がなかったとしても費用対効果が合うソリューションとなっているか。その根拠が具体的かつ論理的に示されているか。また、費用対効果に見合わなくとも、そのソリューションを導入することとなっている場合、その根拠が具体的かつ論理的に示されているか。
(実装・展開先の地方公共団体の首長が具体的かつ定量的な費用・効果にポジティブな反応を示している、利用者がソリューションに対する対価の支払い意欲を示しているなど)
- ✓ 販売主体となる団体にとって、十分な利益を確保できるソリューションか。その根拠が、具体的かつ論理的に示されているか。(想定価格・コスト・体制・想定顧客の有無など)
- ✓ 導入・運用コストを低減させるための工夫・効果と、その実行タイミングが具体化されているか。(機器・設備導入費用の削減計画、周辺地域との広域共同利用など)
- ✓ 実証地域のために過度にカスタマイズされておらず、他地域への横展開が可能なソリューションであるか。横展開を容易にする工夫がなされているか。
- ✓ 実装・展開に向けて、他地域のニーズ把握や、実装・展開シナリオ及びスケジュールを含む見立て・計画が示されており、事業の継続が見込まれる内容か。また、当該計画などにおける実証の位置づけや検証項目、目標が明確であるか。
- ✓ グローバルなニーズが期待されるソリューションである場合、将来的な国際展開を見据えた検討がなされているか。
- ✓ 他地域への展開を見据えて、幅広いステークホルダーに周知・関心を引く具体的な普及啓発活動が計画・実行されているか(地方公共団体向けセミナー開催予定。A市のB市長と議論、XXX万円以下なら投資可能とコメントなど)
- ✓ 展開先候補の団体からの反応が記載されているか。

⑤ 実施体制

- ✓ 関係者間の役割分担を含め、事業遂行に必要な体制が確保されていることについて、具体的かつ論理的に示されているか。事業全体の推進・調整・成果実現に最も責任を有する中心人物が特定されていることが望ましい。
- ✓ 実装において、許認可が求められる場合、関連する公的機関を巻き込んでいるか。巻き込んでいることを示す客観的な証拠情報があることが望ましい(防災領域における消防・警察など)。
- ✓ 実証以降の実装・横展開に向け、必要な体制が確保されていることについて示されているか。特に、実証・横展開の実施主体が実証の検討体制に含まれているか。
- ✓ 地域のステークホルダー(産官学金)や地方公共団体の関係部局との間において、地域課題やデジタル技術の活用効果・目標などについて共通の理解があり、緊密な連携が図られているか。連携のための組織体があることにとどまらず、共通の理解として共有されている内容を示す合意された文書があることが望ましい。

<その他評価項目・加点項目>

⑥ サイバーセキュリティ対策

- ✓ サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずることが示されているか。

⑦ スタートアップの参画(加点項目)

- ✓ スタートアップ(創業から15年以内かつ未上場)が参画し、当該企業の先進的な技術を活用するものであるか。

※常時雇用する従業員数が500人以上の企業(以下「対象外企業」という。)及び発行済

株式の総数の 1/2 超を「対象外企業」に保有されている企業又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業は加点の対象外とする。
なお、この場合の「対象外企業」には、ベンチャーキャピタルは含まれない。

(8) 「デジ活」中山間地域への登録

- ✓ 「デジ活」中山間地域※に登録している地域であるか。

※「デジ活」中山間地域（農林水産省）デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策

(参考) 「デジ活」中山間地域については、以下 URL から確認してください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>

※本事業の申請にあわせて「デジ活」中山間地域へ登録申請する地域であり、登録が見込まれるものも含む。

(9) 地域のICT事業者の参画、又は共同利用サービスビジネスの利用（加点項目）

- ✓ 地域のICT事業者が実証及び実装・横展開の体制に含まれているか。
- ✓ 実装・横展開を見据えて共同利用サービスビジネス（SaaSなど）を利用したサービスモデルを検討しているか。

10 採択後及び実証期間中の流れ

(1) 事業説明会

採択が決定した実証団体は、一次請負事業者が開催する事業説明会に必ず出席すること（開催日時及び方法は別途指示する）。

(2) 実施計画書の作成

実証団体は、採択決定後、事業説明会などにおいて一次請負事業者が示す作成要領に従って、成果（アウトカム）目標、実証内容、経費、スケジュール、再委託内容など、提案書の内容についてより詳細に記載した実施計画書を作成し、採択決定後4週間以内に一次請負事業者に提出すること。実施計画書の内容は、一次請負事業者によるレビュー及び総務省の承認を経確定するものとする。

(3) 実証期間中の進捗管理

実証団体は、一次請負事業者が別途指定する成果物の納入期日までの間、一次請負事業者の指示に従って、進捗報告書及び課題管理表を作成し、週次で報告すること。報告の頻度については、進捗状況などを踏まえて見直す場合がある。

報告内容や課題への対応状況を踏まえて、一次請負事業者が会議（原則オンライン）の開催を求めた場合、実証団体は当該会議に出席し、一次請負事業者の指示に従って状況説明などを行うこと。

実証団体のプロジェクトリーダーは、一次請負事業者や総務省から進捗状況や実証内容の確認などがあった場合は、迅速に実証団体内で確認の上で報告すること。

一次請負事業者が実証団体に対して実証の効果を高める助言などを行った場合には、当該助言などに従って実証団体は適切に対応すること。

(4) 成果報告

実証団体は、一次請負事業者が事業全体の成果を取りまとめる際に必要となる情報提供などについて協力すること。

実証団体は、一次請負事業者の指示に従って成果報告会に参加するとともに、資料作成などの事前準備について協力すること。

11 納入成果物

実証団体は、実証の成果などについて、一次請負事業者が指示する報告様式に沿って、以下の（1）及び（2）の資料を作成し、一次請負事業者が別途指定する納入期日までに実証団体内の了解を得て取りまとめること。

成果報告書の添付資料及び個人情報などを除き、原則として公開する。

(1) 成果報告書

実証の実施内容及びその成果などについて、特段の専門知識を有することなく容易に理解できる表現で文書化すること。Microsoft PowerPointを使用して、A4・50～100ページ程度（添付資料を含まない）で作成すること。

(2) 成果報告書 概要版

主たる実証の成果及び今後の課題、実証・展開の計画などについて、Microsoft PowerPointを使用して、A4・1ページで作成すること。

12 契約手続

(1) 本実証における契約に係る基本的条件

実証団体の代表機関は、採択決定後、一次請負事業者の指示に従い、本実施要領の内容に即した仕様書に基づいて契約を締結し、当該契約に係る一義的な責任を負うものとする。

仕様書は、原則として全実証団体で共通のものとし、実施内容の詳細は実施計画書で定めることとする。また、契約条件などについて変更を求めるることは認められない。

実証団体の代表機関と一次請負事業者との契約は、総務省と一次請負事業者との請負業務の再委託に当たるため、採択決定後、一次請負事業者から総務省に対して再委託の申請を実施する。契約手続は当該申請について総務省が承認した後、速やかに進めるものとする。

(2) 再委託について

実証団体の代表機関は、実証団体の構成員に限らず、実証に関する業務の一部を他の企業・団体などへ再委託する場合、全ての再委託先について、委託契約などを締結する前に、総務省に再委託など承認申請を行い、承認を得る必要がある。

総務省によって再委託などが承認される前に委託契約を締結した場合、当該委託契約に係る費用は実証の対象経費として一切認められないため、注意すること。

13 その他

本事業の実施については、本実施要領のほか、今後新たに取り決めを行うべき事項が生じた場合に総務省が定める事項によるものとする。

総務省が新たに定める事項については、総務省ホームページで公開するものとする。

14 本事業に関する問合せ先（事務局）

■ボストン コンサルティング グループ合同会社

地域社会DX推進パッケージ実証事業 担当

■E-mail : TOKLOCALDX2025@bcg.com

■電 話 : 03-6387-7803